

「親族連絡先制度」のご案内

補償内容がわからない!(契約内容に関するお問い合わせ)



お知らせが届かない!(緊急連絡)



「親族連絡先制度」とは

「ご契約者(保険にご加入されたお客さま)」が、その保険契約に関する緊急連絡先としてご親族を登録する制度です。保険期間の途中でもご登録いただけます。

例えば...

- ①自分自身に何かあった際の不安を解消するために、遠方に住む子どもや両親等の親族を緊急連絡先としたい、という方
- ②高齢の両親の万一の際には自分がサポートしたい、保険に関する事で両親と連絡が取れない場合は取扱代理店または保険会社から直接連絡がほしい、というお子さま

ご登録いただいたご親族に、三井住友海上およびグループ会社の各種商品・サービスをご案内させていただくことがあります。

Q1 誰を登録できるの？

ご契約者の配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族のなかから1名をご登録いただけます。

※上記のとおり、法律上の「親族」の方が対象です。



Q2 何を登録するの？

ご親族のご住所、お名前、電話番号、生年月日、性別、続柄をご登録いただけます。



Q3 親族が契約内容について問い合わせをした際は？

ご登録いただいたご親族からお問い合わせがあった場合は、証券番号、ご親族のお名前、電話番号、およびご契約者との続柄をもとに本人確認を行い、確認が取れたときのみ契約内容をお答えします。



Q4 登録できる保険契約は？

個人の方をご契約者とする保険契約が対象です。

GKクルマの保険、GKすまいの保険、GKケガの保険、晴れやか世代、ゴルファー保険、リビングFIT、積立火災保険、積立傷害保険 など

※2013年10月以降始期のご契約が対象となります。



登録をご希望の場合は、取扱代理店または当社にお申し出ください。

ご登録いただく場合には、以下の内容について、ご契約者に同意いただく必要があります。

【親族連絡先制度について】

連絡先親族^(注)を登録する場合で、次のいずれかに該当するときは、この保険契約の内容を連絡先親族に開示します。

(注) 保険契約者が親族の同意を得たうえで、この保険契約の連絡先として当社に登録した親族をいいます。

- ① 連絡先親族から、この保険契約の内容に関する照会が取扱代理店または当社にあった場合
- ② 取扱代理店または当社から保険契約者への連絡が必要な場合で、かつ保険契約者への連絡がつかないとき
- ③ 当社またはグループ会社の商品・サービスを、連絡先親族にご案内する場合

なお、この保険契約に「自動継続特約」をセットしている場合で、自動継続特約の申し出期限までに保険契約者から連絡先親族の変更・削除の申し出がないときは、同一の連絡先親族が継続契約にも引き継がれ、上記同様に取り扱います。

親族連絡先制度におけるご注意事項

・当社個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称等については、当社ホームページ (<https://www.ms-ins.com>) をご覧ください。

※このチラシは親族連絡先制度の概要をご説明したものです。ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末年始は休業させていただきます)
※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00~19:00になります。
<https://www.ms-ins.com>